

今冬の除排雪について

市では、冬期間のスムーズな道路交通の確保を図るため、幹線道路と生活道路に区分し、優先順位や出動基準を定め、効果的・効率的な除排雪作業を実施します。また、凍結路面対策やボランティアサポートプログラムの拡充等を行い、市民生活の安全確保がより一層図られるよう努めていきます。

お問合せ

- ▷本庁・亀田支所・湯川支所・銭亀沢支所管内
土木部維持課 ☎46-2981
- ▷東部4支所管内…各支所の産業建設課
 - ・戸井 ☎82-2115 ・恵山 ☎85-2336
 - ・楳法華 ☎86-2111 ・南茅部 ☎25-5069

市からのお願い

車道や歩道へ雪を出さないでください

道路への雪出しは、道路法や道路交通法の禁止行為です。交通事故の原因となり危険です。

除雪車の周りに近づかないでください

小さいお子さんのいる方は、特に注意してください。

車道や歩道上に物を置かないでください

出入口の段差解消のための斜路（スロープ）などは、除雪の妨げになります。破損した場合も弁償の対象にはなりません。

玄関前や歩道の除雪にご協力ください

除雪の際は、皆さんの玄関や車庫の前に雪がこぼれたり、出入口が狭くなってしまうことがあります。

深夜作業への理解をお願いします

交通量が多い道路は、深夜から早朝にかけて除雪を行います。

路上駐車禁止にご協力ください

車の路上放置や迷惑駐車は、除雪作業に支障をきたすばかりでなく、交通事故の原因となり危険です。

一般市民向けの雪捨場（雪堆積場）のお知らせ

500㎡以上の駐車場を持つ施設の方は搬入できません。
2tトラックまで搬入可（ロングトラック・1ナンバー以上不可）

- ・新川公園三角グラウンド（上新川町18）
- ・西旭岡第4児童公園（西旭岡町3-21）
- ・土木部維持課向かい広場（赤川1-10）※昨年度は4tまで可
- 4tトラックまで搬入可
 - ・古川町資材置場内広場（古川町325）
 - ・七五郎沢廃棄物最終処分場向かい堆積場（東山町173）
- ※ 昨年度まで開設していた旧市営住宅日吉4丁目団地跡地（日吉町4-11）は、福祉コミュニティエリア整備に伴い閉鎖し、新たに七五郎沢廃棄物最終処分場向かい堆積場を開設します。

市が貸し出す小型除雪機で通学路等の除雪や雪山の排雪にご協力いただける企業や団体を募集します。土木部維持課（☎46-2981）へご連絡ください。



在宅高齢者向けの除排雪サービス

自力で除排雪ができない世帯を対象に、外出時の通路を確保する除排雪サービスを行っています。

- 対象
- ・おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
 - ・身体障がい者のみの世帯
 - ・高齢者と身体障がい者のみの世帯

※ 除排雪を援助してくれる親族・知人等が近くにいないことや敷地内にロードヒーティング等が設置されていないことを原則とします。

除排雪の範囲

①落雪により外出できなくなる恐れがある場合の屋根部分

②道路に面した出入口から玄関先までの敷地内の通路部分

※ 公道や歩道の除排雪はできません。

実施日 除雪サービス：おおむね10cm以上の降雪があった日（時間の指定はできません）

排雪・雪下ろしサービス：必要に応じて随時

実施期間 おおむね12月～翌年3月

（土・日・祝日と年末年始を除く）

お申込みには訪問調査と事前登録が必要になります。

詳しいことは、お住まいの地区の「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」か市役所担当窓口にお問合せください。



地域包括支援センター

地区	名称	電話番号等
西部	あさひ	☎27-8880 旭町4-12
中央部第1	こん中央	☎27-0777 松風町18-14
中央部第2	ときとう	☎33-0555 時任町35-24
東中央部第1	ゆのかわ	☎36-4300 湯川3-29-15
東中央部第2	たかおか	☎57-7740 高丘町3-1
北東部第1	西堀	☎52-0016 中道2-6-11
北東部第2	亀田	☎40-7755 昭和1-23-8
北東部第3	神山	☎76-0820 神山1-25-9
北部	よろこび	☎34-6868 桔梗1-14-1
東部	社協	☎82-4700 浜町538-2

市役所担当窓口

- 高齢福祉課（市役所2階） ☎21-3025
 亀田支所 亀田福祉課 ☎45-5482
 東部4支所の市民福祉課
 ・戸井 ☎82-2112 ・恵山 ☎85-2335
 ・楳法華 ☎86-2111 ・南茅部 ☎25-6045